

## 不適切な訓練実施記録に対する処置について

(一社) 日本非破壊検査協会 認証事業本部

JIS Z 2305 に基づく非破壊検査技術者資格試験の受験申請において、不適切に作成した「訓練実施記録」が提出されたことが発覚しました。

「訓練実施記録」は、訓練機関が事実に基づいた実施記録（文書）を発行し、受験者及び雇用責任者が事実と相違ないことを確認した上で、提出するものです。

本件について、明らかとなった事実に基づき 2020 年 5 月 11 日の認証運営委員会でこの不正行為を行った者に対する審決が確定しました。

2020 年 5 月 11 日付の審決通知書（本文）を次に示します。

### <受験申請者>

#### 1. 審決主文

- (1) 受験資格を処分開始日から1年間停止する。
- (2) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。
- (3) 再度の違反があれば、当協会が認証した非破壊試験技術者としての全ての資格を取消す。

#### 2. 審決理由

訓練記録を不適切に作成した行為は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

### <雇用責任者>

#### 1. 審決主文

- (1) 当協会が実施する資格試験及び認証に関する各種証明書の証明者としての資格を処分開始日から1年間停止する。
- (2) 違反事実及び内容を匿名にて公表する。

#### 2. 審決理由

不適切な訓練実施記録を含む申請書類の証明は不正行為であり、「非破壊試験に関わる者の倫理規程」の「5. 不正行為の禁止」の遵守違反に該当する。

以上